

飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第8号

飯塚市事務決裁規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
別表第1(第4条、第8条関係)	別表第1(第4条、第8条関係)
総務部長専決事項	総務部長専決事項
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) ふるさと応援寄附事業の寄附の採納に関すること。</u>	
<u>(3)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

行政経営部長専決事項

(1)～(14) (略)

(15) 利害関係人(租税債権に限る。)としての財産清算人選  
任申立に関する事。

(16)～(31) (略)

経済部長専決事項

(1)～(3) (略)

市民協働部長専決事項・市民環境部長専決事項 (略)

こども未来部長専決事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

行政経営部長専決事項

(1)～(14) (略)

(15) 利害関係人(租税債権に限る。)としての財産管理人選  
任申立に関する事。

(16)～(31) (略)

経済部長専決事項

(1)～(3) (略)

(4) ふるさと応援寄附事業の寄附の採納に関する事。

市民協働部長専決事項・市民環境部長専決事項 (略)

こども未来部長専決事項

(1) (略)

(2) 幼稚園の就園奨励に関する事。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

福祉部長専決事項～公営競技事業所長専決事項（略）

支所長共通専決事項

(1)～(3)（略）

(4) 所管に属する行政財産の目的外使用許可に関すること。

(5)（略）

(6)（略）

(7)（略）

(8)（略）

(9)（略）

(10)（略）

(11)（略）

(12)（略）

(13)（略）

(14)（略）

(15)（略）

(16)（略）

(17)（略）

(18)（略）

(19)（略）

(20)（略）

福祉部長専決事項～公営競技事業所長専決事項（略）

支所長共通専決事項

(1)～(3)（略）

(4)（略）

(5)（略）

(6)（略）

(7)（略）

(8)（略）

(9)（略）

(10)（略）

(11)（略）

(12)（略）

(13)（略）

(14)（略）

(15)（略）

(16)（略）

(17)（略）

(18)（略）

(19)（略）

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

課長共通専決事項 (略)

シティプロモーション担当主幹専決事項

(1) 広報の編集及び発行に関すること。

総務課長専決事項～人事課長専決事項 (略)

情報管理課長専決事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

契約課長専決事項～企業誘致推進課長専決事項 (略)

商工観光課長専決事項

(1)・(2) (略)

(3) 展示会、見本市等の出品勸奨、あっせんに関すること。

農林振興課長専決事項～男女共同参画推進課長専決事項

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

課長共通専決事項 (略)

総務課長専決事項～人事課長専決事項 (略)

情報管理課長専決事項

(1) 広報の編集及び発行に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

契約課長専決事項～企業誘致推進課長専決事項 (略)

商工観光課長専決事項

(1)・(2) (略)

特産品振興・ふるさと応援課長専決事項

(1) 展示会、見本市等の出品勸奨、あっせんに関すること。

農林振興課長専決事項～男女共同参画推進課長専決事項

(略)

まちづくり推進課長専決事項

(1) (略)

(2) 交流センター(穂波、筑穂、二瀬及び幸袋交流センターを除く。)の使用料の減免に関すること。

市民活動支援課長専決事項～医療保険課長専決事項 (略)

こども若者支援課長専決事項

(1) こども・若者プラザいづかの管理及び運営に関すること。

(2) 飯塚市少年相談センターに関すること。

こども家庭課長専決事項

(1) (略)

保育課長専決事項

(1) (略)

(2) 公私立こども園(保育部)の入退園の決定に関すること。

(3) 公立こども園(教育部)の入退園の決定に関すること。

(4) 乳児等通園支援事業の利用者に係る給付認定に関すること。

高齢者支援課長専決事項～技術課長補佐共通専決事項 (略)

(略)

まちづくり推進課長専決事項

(1) (略)

(2) 交流センター(穂波及び筑穂交流センターを除く。)の使用料の減免に関すること。

市民活動支援課長専決事項～医療保険課長専決事項 (略)

こども家庭課長専決事項

(1) 飯塚市少年相談センターに関すること。

(2) (略)

保育課長専決事項

(1) (略)

(2) 公立こども園の入退園の決定に関すること。

高齢者支援課長専決事項～技術課長補佐共通専決事項 (略)

まちづくり推進課長補佐専決事項

(1) 交流センター(穂波、筑穂、二瀬及び幸袋交流センターを除く。以下この項において同じ。)の使用許可に関する  
こと。

(2) (略)

穂波及び筑穂交流センター長専決事項～市場管理事務所長専  
決事項 (略)

こども園長、保育所長専決事項

(1) 年間及び月間保育計画並びに保育週案及び保育日案の  
決定に関すること。

(2) 保育日誌等に関すること。

(3) 保育の指導に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 延長保育、一時預かり保育及び乳児等通園支援事業に係  
る利用承認に関すること。

こども園副園長、保育所副所長専決事項 (略)

まちづくり推進課長補佐専決事項

(1) 交流センター(穂波及び筑穂交流センターを除く。以下  
この項において同じ。)の使用許可に関する  
こと。

(2) (略)

穂波及び筑穂交流センター長専決事項～市場管理事務所長専  
決事項 (略)

こども園長、保育所長専決事項

(1) 業務日誌等に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

こども園副園長、保育所副所長専決事項 (略)

別表第3(第4条関係)

(補助執行者の専決事項)

補助執行者 (専決権者)	専決の範囲
議会事務局 長～教育部 学校教育課 長	(略)
教育部生涯 学習課長	1 (略) 2 市民交流プラザの施設の維持管理に関するこ と。
教育部文化 財保護推進 室長～農業 委員会の事 務局長	(略)

別表第3(第4条関係)

(補助執行者の専決事項)

補助執行者 (専決権者)	専決の範囲
議会事務局 長～教育部 学校教育課 長	(略)
教育部生涯 学習課長	1 (略)
教育部文化 財保護推進 室長～農業 委員会の事 務局長	(略)

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。